

別表第1(第2条関係)

大分類	中分類	小分類	備考
製造業			
情報通信業	通信業	固定電気通信業	※1
	情報サービス業		
	インターネット附随サービス業		
運輸業、郵便業	道路貨物運送業		※2
	倉庫業		
	運輸に附帯するサービス業	貨物運送取扱業	
卸売業、小売業	無店舗小売業		※2又は※3
不動産業、物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業	不動産賃借業	※4
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関		
生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業		※3
その他	勝山市の観光振興に寄与する業種		

備考 上記分類の区分は統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づくものとする。(その他を除く。)

※1 データセンター等のサーバーやネットワーク機器を設置・運用する専用の建物であること。

※2 物流施設を設置するものであって本市を除く複数の市町村に対して本市内への発送量を上回る貨物の発送を行っていること。

※3 勝山市の観光振興に寄与すると認めるもの。

※4 コワーキングスペース、シェアオフィス等の様々な属性の労働者及び学生が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等の実務に必要な環境を共有しながら、仕事又は交流等を行うことができるもの。